

公益事業 スクールコンサート

山形県教職員互助会では、公益事業として、児童、生徒の豊かな感性を育むとともに、地域文化の向上に資するため、学校等を会場に音楽家の演奏会を実施しています。

今年度は35校で実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、7校で中止となりました。実施校では、「マスクの着用」、「3密の回避」、「手洗い・消毒」などの感染予防対策を講じて実施しました。

令和3年度の実施校の募集については、2月上旬に所属所長あてに通知しますので、ぜひお申込みいただき、課外授業、創立記念事業、地域住民の方々との交流事業等でご活用ください。



クラシックユニット“パンビーナ”

ソプラノ・フルート・ピアノによるユニット
山形県立米沢養護学校長井校
(8月24日開催)

〈目次〉Contents!

表紙 | 公益事業 スクールコンサート

2 | 令和2年度 健康ウォーキング事業

3 | 訪問型特定保健指導を受けましょう!!

ジェネリック医薬品

4 | 退職後の健康保険制度等について

5 | 退職後の互助会事業について

6 | 退職互助部制度のご案内

7 | 標準報酬月額資格取得時決定について

8 | 遺族年金について

10 | 共済組合の貸付について

人事異動等に伴う財形貯蓄及び貸付未償還金に係る手続きについて

11 | リフレッシュ補助券について

貸付未償還金(互助会)に係る手続きについて

12 | こんなとき組合員証(保険証)は使えるの?

マイナンバーカードはお持ちですか?





令和2年度 **健康ウォーキング事業** 上位3チームをご紹介します!!



今年度で4回目の開催となった健康ウォーキング事業。過去最多となる1,074名の皆様に参加いただきました。参加した方からは、健康や運動への意識向上のほか、職員同士のコミュニケーションの充実にもつながったとの感想をいただいています。

気軽に始められるのがウォーキングの魅力。「3密」を避けながらウォーキングを行い、日頃の運動不足を解消してみませんか？

実施期間

令和2年10月1日～31日

参加者数

1,074名・358チーム(162所属)

目標(72万歩)達成チーム数

300チーム

第1位

県立新庄養護学校「STARS」 2,455,408歩



“秋の紅葉の季節”は、恒例の“ウォーキングの季節”!!!

自分の健康と向き合う大切な時期となっております。「自分の足で歩みを進め、健康維持!!」がスローガンです。今年度は、新たに“若い力・即戦力”に鼓舞されつつ、良い刺激を受けて共に励まし合いながら頑張りました。

互いのベストコースや、街中紹介もこのチームの楽しみの一つでもあります。

今年度は、メイン通りに“熊”が出没するというアクシデントが発生!!

熊も驚いたと思いますが、私たちもびっくりです。自分のベストコースを奪われ変更するというかつてない体験もあり、話題に事欠きませんでした。今となっては、良き思い出です。笑いあり、驚きあり、発見ありの中、チーム力の絆を育みながら、この結果を積み重ねてきたところです。

第2位

鶴岡市立羽黒中学校「ほらがい」 1,990,310歩

残念ながら羽黒中「ほらがいチーム」の連覇とはなりませんでした。あらためて県内で多くのおみなさんが「健康ウォーキング」に参加なさっていることに敬意を表するとともに勇気をもらいます。万歩計をつけていることがきっかけで生徒達と会話することもあるし、家庭での話題にもなっています。コロナ禍ではありますが、実施していただいたことにあらためて感謝申し上げます。

歩くことが体にも、脳にも良いこと、健康寿命を伸ばすこと、いいことだらけであること。もっともっと周知できるといいですね。

様々な学校の取り組みを具体的に情報発信していただけるともっと感心を持つ方が出てくるのでは?来年がまた楽しみです。



第3位

庄内教育事務所「チーム今井」 1,897,587歩



撮影時のみマスクを外しています。

あっという間の1か月でした。仲間とともに目標に向かって夢中に取り組む。学生時代に戻ったような感覚で、健康ウォーキング事業に参加することができました。私たちは、普段から昼休みにランニングしたり、筋トレしたり、日々体を動かしている仲間です。そんな私たちの先駆けとなる存在だったのが、チーム名にもなっている今井さん(現在、朝陽六小勤務)でした。今井さんから誘われ、昼休みに体を鍛えるようになりました。時には、教育事務所が消防学校と勘違いされるくらい、昼休みから汗だくになり、ランニングすることもありました。そんなチーム今井は、今では庄内教育事務所の健康を支える象徴的な存在となりました。今後も象徴としてあり続けるために、日々健康に気を付け、体を鍛え続けていきます。

お問い合わせ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2816

訪問型特定保健指導を受けましょう!!



『特定保健指導の利用券をもらったけど、
忙しくて、病院へ保健指導を受けに行く時間がない…』

そんな皆様のために、専門家(保健師や管理栄養士)が所属を訪問し、生活習慣改善の実践的なアドバイスや計画づくりを行い、電話やスマホアプリによりフォローアップを行う訪問型特定保健指導を実施しています(組合員本人のみ対象)。

対象となった方には、委託先【SOMPOヘルスサポート株式会社】から令和3年6月までに所属を通してご案内の電話をいたしますので、この機会をぜひ利用し、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう!

◎詳細は、特定保健指導利用券送付時の通知文書または当支部ホームページをご覧ください。

山形支部トップページ → 特定健康診査・特定保健指導の手続き



◎訪問型特定保健指導については、委託先において新型コロナウイルス感染予防対策をとったうえで実施しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染の状況等により、本事業を中断する場合があります。

◎特定保健指導や個別冊子の配付などの健康管理事業の実施に当たり、組合員の健診結果等の個人情報については、当共済組合本部と委託先との契約に基づき委託先へ提供しております。その管理については、当支部・委託先ともに法令を遵守し厳重に行っております。

お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882



+ ジェネリック医薬品 +



これからはお薬を選択できる時代です

ジェネリック医薬品とは?

新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに、他の医薬品メーカーが同じ成分で製造・販売し効能や安全性は新薬と同等の医薬品です。開発費用が少ない分、新薬よりも安価で購入できるため、医療費の節約が期待できます。国民医療費が増加し続けている今、自己負担を少なくするためだけではなく、将来の世代にその負担を先送りしないためにも、ジェネリック医薬品に切り替えてみるのはいかがでしょうか。



ジェネリック医薬品に切り替えたいときは・・・

かかりつけの医師や薬剤師に相談してみましよう。「でも、何となく言いづらい…」、そんな時は、「ジェネリック医薬品お願いカード」を病院や薬局でご提示ください。

※カードは公立学校共済組合のHPからダウンロードできます。

(<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/tanki/generic/index.html>)



お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2886

任意継続組合員?

再就職?

退職後の健康保険制度等について

被扶養者?



退職すると、その翌日に公立学校共済組合の組合員資格を喪失し、現在使用している組合員証(保険証)を使うことができなくなり、新たにいずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

自分が該当する健康保険制度の種類A~E(表1)と、制度の内容(表2)を確認し、加入手続きを行ってください。

表1 退職後の健康保険制度の種類

＜退職後、山形県教育委員会で任用される場合＞

	任用形態	社会保険加入要件※1	該当する健康保険制度の種類
臨時的任用職員	特に定めなし	—	A
再任用職員	フルタイム勤務	—	A
	短時間勤務	満たす	E
		満たさない	B,C,D いずれかを選択
会計年度任用職員	フルタイム勤務	—	E (共済組合加入要件※2を 満たした場合はA)
		満たす	E
	パートタイム勤務	満たす	E
		満たさない	B,C,D いずれかを選択

＜退職後、山形県教育委員会で任用されない場合＞

民間企業等への再就職	社会保険加入要件※1	該当する健康保険制度の種類
再就職する	満たす	E
	満たさない	B,C,D いずれかを選択
再就職しない	—	B,C,D いずれかを選択

- ※1 社会保険加入要件
- ・週に20時間以上の勤務
 - ・1ヶ月88,000円以上の給与
 - ・見込みの任用期間が1年以上など
- ※2 共済組合加入要件
- ・18日以上勤務をした月が引き続いて12月を超えた場合など

表2 健康保険制度の内容

	A 共済組合の一般組合員	B 共済組合の任意継続組合員	C 国民健康保険の被保険者	D 家族が加入している健康保険の被扶養者※3	E 健康保険の被保険者
組合員証(保険証)	現職と同じ	任意継続組合員証	国民健康保険被保険者証	被扶養者証	加入先の健康保険証
掛金(保険料)	標準報酬月額に掛金(保険料)率を乗じて算出された額(現職と同じ)	退職時の標準報酬月額を基に算出された額	前年所得に応じて算出された額に、所有資産や世帯単位の加入人数に応じて算出された額を合算した額	負担なし	加入先の健康保険制度で定める額
医療費自己負担割合	入院・外来とも3割 ※70歳~74歳までは2割(現役並所得者は3割)				
給付内容	現職と同じ	現職とほぼ同じ ※休業に係る手当金等は支給対象外	附加給付がないなど、健康保険や共済組合より少額になることがある	加入先の健康保険により異なる	
人間ドック・婦人がん検診	現職と同じ	適用なし	国民健康保険の取扱いによる	加入先の健康保険により異なる	
特定健康診査	現職と同じ	公立学校共済組合から送付される受診券により自治体等の健診を受診	国民健康保険の取扱いによる	加入先の健康保険により異なる	

※3 被扶養者認定の基準は家族が加入している健康保険制度によって異なります。収入等によっては被扶養者になれない場合もありますので、ご注意ください。

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2886

退職後の互助会事業について

退職後の互助会事業の適用の有無(有:○、無:×)については、次のとおりです。

なお、「退職互助部制度」についての詳細は6ページをご覧ください。

事業内容 ※令和2年度事業を掲載しています。		現職会員	再任用会員 (左ページ A)	有期限 任用会員 (左ページ A)	共済組合 任意継続組合員 (左ページ B)	国民健康保険・ その他の健康保険 (左ページ C～E)		
掛金の納入	一般給付事業掛金	○	○	○	×	×		
	福祉事業掛金		×	×				
	退職給付事業掛金							
	退職互助部事業掛金 ※退職互助部現職加入者の場合						○	
給付金	会員療養見舞金	○	○	○	×	×		
	妊婦検診費							
	介護休業見舞金							
	遺児激励金							
	結婚祝金							
	入学祝金							
	傷病見舞金							
	家族療養見舞金							
	出産見舞金							
	災害見舞金							
	埋葬料							
	退職生業資金						退職時に支給	退職時に支給
	永年勤続慰労金						×	×
	会員弔慰金						×	×
配偶者弔慰金	×	×						
貸付事業	○	×	×					
その他	モンテディオ山形等の観戦チケットの斡旋	○	○	○				
	リフレッシュ補助券の交付							
	法律相談							
	会員証割引事業							
退職互助部事業	給付金	弔慰金(会員) ※退職互助部現職加入者の場合	○	×	○	×	×	
		療養補助金	×	○	○	○	○	
		長寿祝金						
		献花料						
	施設利用補助							
	その他	スポーツ観戦、観劇チケット等の斡旋	○	○	○	○	○	
		人間ドック受診料の補助						
		法律相談						
会員証割引事業								

〈特別加入者の資格要件〉

- ◆退職互助部現職加入者(※)が50歳以上で退職したとき
 - ◆退職互助部事業掛金を300回納入済であること
- ※「退職互助部現職加入者」とは、35歳以上で任意で加入された方をいいます。

特別加入者の資格を取得した場合、適用となります。

お問合せ先 ☎ 互助会 023-631-5115

退職互助部制度のご案内

互助会では、「退職互助部制度」を設け、教職員の皆さんが退職後も健康で安定した生活が送れるよう、医療費補助等の事業を実施しています。

退職互助部制度は35歳以上の会員が加入できる任意加入の制度です。

加入後退職されるまでは現職加入者として毎月の給料から掛金を納めていただき、退職時に特別加入者の資格を取得することで医療費補助等を受けることができます。是非ご加入ください。

献花料

■給付額

- 60歳に達した月以前の死亡
退職互助部事業掛金納入総額の9割の額
- 60歳に達した翌月以後1年未満の死亡
100,000円
- 60歳に達した翌月以後1年以上3年未満の死亡
50,000円
- 60歳に達した翌月以後3年以上の死亡
5,000円

長寿祝金

■給付額

- 数え年88歳を迎えたとき 30,000円

療養補助金

■給付期間

60歳に達した翌月から75歳に達する月まで

■給付額

自己負担額 -2,000円 -1,000円未満の端数

1か月1医療機関(入院・外来別)の
保険適用窓口支払額

- ※自己負担額が3,000円以上の場合が対象です。
- ※給付限度額は1件あたり69,000円です。
- ※医療保険各法等における給付金がある場合は、その額を自己負担額から控除します。

会員証割引事業

会報誌の発行

支部独自事業

法律相談事業

契約弁護士に日常生活を営む上で発生する諸問題を相談するときの相談料(通常30分5,000円)を無料

健康増進事業

- ・生涯学習サポート事業
- ・ゴルフ・トレッキング・スキーの集い
- ・スポーツ観戦補助事業
- ・芸術鑑賞補助事業

施設利用補助事業

■補助額

契約施設(県内23施設)に宿泊するとき
1泊2,000円

健康診断補助事業

■補助上限額

50,000円(実費の範囲内で1回限りの給付)

脱退一時金

現職加入者が50歳未満で退職したとき、又は現職加入者が50歳以上で退職し、特別加入を希望しないときは、納入した退職互助部掛金相当額を支給します。

88歳

75歳

60歳

特別加入

退職

脱退

現職加入

35歳

採用

該当する年齢の方に加入のご案内を差し上げておりますので、是非ご加入ください。

※上記事業は令和2年度の内容です。

お問い合わせ ☎ 互助会 023-631-5115

標準報酬月額資格取得時決定について

資格取得時決定とは

共済組合員の資格を新たに取得した時に、標準報酬を決定することをいいます。

標準報酬月額とは、組合員から徴収する掛金等の算定、各種給付金や年金の算定の基礎となるものです。

対象者

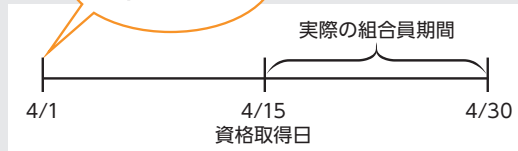
共済組合員の資格を取得した者

※定年等により退職し、再任用フルタイム職員、任期付職員又は臨時的任用職員となった者についても資格取得時決定を行います。

標準報酬月額の算定

その資格を取得した日の現在の報酬の額を報酬月額とします。

標準報酬月額の基準日はココ！



◆月の途中で資格を取得した場合

月の初日に資格を取得したならば受けるべき報酬の額を含めて算定します。

[例] 4月15日に資格を取得した場合

4月1日から4月14日の報酬も含めて決定します。

◆資格取得をした月の手当が翌月に2か月分支給された場合

資格を取得した月の報酬に、当該手当を加算して資格取得時決定を見直します。

[例] 4月に資格を取得し、通勤手当 (10,600円/月) が5月に2か月分支給された場合

	報酬	通勤手当	寒冷地手当※	合計	標準報酬月額
【4月当初】	220,000円	+ 0円	+ 4,250円	= 224,250円	➔ 220,000円
【4月見直し後】	220,000円	+ 10,600円	+ 4,250円	= 234,850円	➔ 240,000円

※寒冷地手当は見込額(3,066円又は4,250円)を算出に含めています。

資格取得時決定についての注意点

月の途中で資格取得した組合員の標準報酬月額が、給与システムの自動算定により2倍で決定されてしまったり、低い等級で決定されてしまったりすることがあります。

その場合は、翌月に月額の見直しを行い、再度、資格取得時決定を行います。

標準報酬月額が変更された場合

標準報酬月額の見直しの結果、月額に変更が生じた場合は、掛金等の差額を翌月の給与で徴収又は還付いたしますので、翌月の給与支給明細書等をご確認ください。

標準報酬月額に不明な点がございましたら、庶務係までお問い合わせください。

給与支給明細書

項目	標準報酬	通勤手当	寒冷地手当	合計	標準報酬月額
4月当初	220,000	0	4,250	224,250	220,000
4月見直し後	220,000	10,600	4,250	234,850	240,000

標準報酬月額はここをチェック

お問合せ先 ☎

庶務係 023-630-2883

» 遺族年金について

遺族年金は、制度が複雑で受給要件や対象者などについての問い合わせが多くなっています。そこで、遺族年金について説明します(現職の方を主に対象としますが、一部年金受給者の方の説明を含みます)。

遺族年金は遺族厚生年金と遺族基礎年金に分かれ、条件によっていずれか、または両方受給できます。また、亡くなった方の妻が40歳以上65歳未満の場合、中高齢寡婦加算が受けられる場合があります。

遺族厚生年金はどのような時に誰がもらえるのですか？

受給要件

遺族厚生年金を受給するには次のすべてを満たす必要があります。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき(※1)
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日のある傷病により、初診日から起算して5年を経過する前に死亡したとき(※1)
- ③ 障害等級1級・2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生(退職共済)年金受給者が死亡したとき
- ⑤ 厚生年金保険等の被保険者期間が25年以上(※2)あるものが死亡したとき

※1 ①・②に該当する場合において、死亡日の前日に、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が、国民年金被保険者期間の3分の2以上を満たす必要があります。ただし、令和8年4月1日前の場合は、死亡日に65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。

※2 第1～4号厚生年金保険者期間のほか、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間の合算対象期間をいいます。なお、受給資格期間が「10年以上」に短縮された法改正は、遺族年金には適用されません。

受給対象者

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、死亡当時その者によって生計を維持されていた次の者になります。

- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

○遺族の優先順位は①>②>③>④となります。

○夫、父母、祖父母については、死亡当時55歳以上であること(妻に制限はありません)が要件となります。ただし、受給開始は60歳からとなります(夫が遺族基礎年金を受給することができる間は、60歳前であっても受給できます)。

○子、孫については、18歳到達年度の末日までにあるか、または20歳未満で1級・2級の障害状態にあることが要件となります。

○優先順位が同順位同士である場合を除き、先順位の者の受給権が消滅しても次順位の者へ支給はされません。

年金額

遺族厚生年金の額は、死亡した人の老齢厚生年金の計算により算出した額の4分の3となっています。

遺族基礎年金はどのような時に誰がもらえるのですか？

受給対象者

遺族基礎年金は死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

- 上記「子のある配偶者」とは、下記の「子」の要件を満たした「子」と生計を同じくし、年間の収入が850万円未満の配偶者です。
- 上記「子」とは、18歳到達年度の末日までにある子、又は20歳未満で障害等級1級または2級の障害状態にある子で、婚姻をしていない子です。

年金額

遺族基礎年金の額は定額制で、子の人数により一定額が加算されます。

子の加算額

遺族基礎年金額
年額 781,700円

+



配偶者と子	子だけの場合
・子2人まで 1人につき224,900円	・子1人だけ 加算なし
・3人目以降 1人につき75,000円	・子2人 2人目の分224,900円
	・子3人目以降 1人につき75,000円

※令和2年度の額

中高齢寡婦加算はどのような時に誰がもらえるのですか？

受給対象者

厚生年金加入期間が20年以上の夫の死亡時に生計を同じくする子がない妻(40歳以上65歳未満)です。

受給要件

次のいずれかを満たしている必要があります。

- ①夫が死亡したとき40歳以上65歳未満の「子」のいない妻
- ②遺族基礎年金を受給している妻の子が18歳になり遺族基礎年金が失権した場合、その時点で40歳以上の妻

加算額

令和2年度の額では586,300円になります。

加算の消滅

65歳で老齢基礎年金の支給が開始されると中高齢寡婦加算はなくなります

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2887

共済組合の貸付について ～教育資金が必要になった時～

教育貸付は、入学又は修学するための資金が必要になった時にご利用できます！



貸付限度額	550万円(10万円単位で必要額の範囲内)
償還回数	毎月分は250回以内、ボーナス分は41回以内
利率	年利1.32%(保険料充当金率0.06%含む)
貸付事由	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が 学校教育法に定められている教育機関に入学又は修学するための資金を必要とする場合。
対象となる費用	・1年以内に必要な入学金、授業料、その他学校で必要な経費(制服・教材費等)、 交通費(定期券等)、家賃(アパート代、敷金、礼金、下宿代、寮費等) ・民間金融機関等の教育ローンの借換え ・次年度以降の必要金額は、毎年、申込をすることで借換えられます。
提出書類	福利厚生事務の手引(貸付編15・16頁)を参照してください。
その他	万が一組合員が死亡又は一定の障害状態となり、 貸付金の返済が滞る場合に債務の返済を保証する「団信制度」に加入することができます。

※この他にも様々な貸付があります。詳しくは下記貸付担当までお問い合わせください。

人事異動等に伴う財形貯蓄及び貸付未償還金に係る手続きについて



異動先	教職員財形貯蓄	貸付未償還金(共済組合)
地方職員共済組合 (知事部局等) への異動者	手続不要です。 (引続き積立が可能です)	貸付担当へご連絡ください。 (引続き償還が可能です)
他支部(他県) への異動者	異動前に「 退職等に関する通知書 」を 1口座につき2部作成し 、4月6日まで 福利厚生課に提出してください。 (異動先で同一の金融機関と契約している 場合、異動先の所属で移管することにより 積立が可能です)	貸付担当へご連絡ください。 (引続き償還が可能です)
市町村職員共済組合 (市町村教委等) への異動者		貸付担当へご連絡ください。 (最長5年間の償還が可能です)
上記以外の共済組合 (国共済等) への異動者		自己資金等により一括償還となります。 ただし、条件が揃えば本人からの申出により 最長5年間の償還が可能です。
組合専従者	財形担当へご連絡ください。 (引続き積立が可能です)	貸付担当へご連絡ください。 (引続き償還が可能です)
退職予定者	退職予定者説明会資料 (退職後の共済互助制度)をご確認ください。	全額繰上償還の申出がない場合、 退職手当から自動的に控除されます。

※他共済等へ異動される際は、内示後速やかに下記担当までご連絡願います。また、関係書類等(控え)の引継ぎも願います。

お問合せ先 ☎ 貸付・財形担当 023-631-5950

リフレッシュ補助券について



有効期限
令和3年3月31日

リフレッシュ補助券はお使いになりましたか？
まもなく有効期限となります。
「新しい生活様式」の実践を図りながら、
有効期限までにご利用ください！



(ピンク 1,000円券×3枚)



(黄色 500円券×1枚)

◎利用できる契約事業所は、リフレッシュ補助券の綴りまたは
山形県教職員互助会ホームページをご覧ください。

山形県教職員互助会

検索



貸付未償還金 (互助会) に係る手続きについて



異動先		貸付未償還金 (互助会)
地方職員共済組合 (知事部局等) への異動者		自己資金等により一括償還となります。
公立学校共済組合他支部 (他県) への異動者		
市町村職員共済組合 (市町村教委等) への異動者		
上記以外の共済組合 (国共済等) への異動者	山形大学附属学校園	引続き償還が可能です。
	上記以外の所属	自己資金等により一括償還となります。
組合専従者		引続き償還が可能です。
退職予定者		全額繰上償還の申出がない場合、 退職手当から自動的に控除されます。

※一括償還の対象者には、別途ご連絡します。

お問合せ先 ☎ 互助会 023-631-5115

こんなとき組合員証（保険証）は使えるの？

公務中・通勤中に負傷したとき……

地方公務員が公務中・通勤中に負傷したときは、公務災害として災害補償制度の対象となる場合があります。公務災害に該当するような場合には、**医師には公務中・通勤中の怪我だと必ず伝え、組合員証は使用しないでください。**

組合員証を使用して医療機関を受診した後に公務災害に認定された場合、共済組合からの給付金は**全額返還**していただきます。



交通事故（第三者加害行為）に遭ったとき……



組合員及び被扶養者が交通事故等の第三者加害行為により負傷した場合、医療費は原則として加害者が負担すべきものなので、**本来は組合員証の使用は必要ありません。**

ただし、加害者等に直ちに医療費を請求できない場合や過失割合が発生する場合は、当支部給付担当へ事前に連絡の上、組合員証や被扶養者証で治療を受けることができます。後日、共済組合から加害者へ請求するにあたり、書類を提出していただく必要があります。

組合員証を使用する場合もしない場合も、交通事故で病院に行ったら**必ず**給付担当へ連絡してください。



お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884

マイナンバーカードはお持ちですか？

令和3年3月からマイナンバーカードを組合員証（健康保険証）として利用できる仕組みが本格運用される予定です。まだマイナンバーカードをお持ちではない方は、この機会に取得申請をしてみませんか？



お知らせ

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

詳しくは、[公立学校共済組合ホームページ](http://www.kouritu.or.jp/)の「マイナンバーカードコーナー」をご確認ください。



<https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合

検索